

占出山町だより



2005年6月号

事務所の近くの和菓子屋さんで、若鮎と水無月ありますと書いてありました。
心待ちにしていた涼味あふれる和菓子、うっとうしい梅雨もまた楽し、ですね。
6月の「占出山町だより」を、早速お届けいたしましょう！

6月号目次

偶数月の6月は年金支給月。手取りがちょっと増えるかたも...
年齢の数え方も法律で決まっています！

偶数月の6月は年金支給月。手取りがちょっと増えるかたも...

年金は、偶数月の15日に前月、前々月の2ヶ月分の振込みがあります。ですので、6月15日には、4、5月分の振込みがあります。65歳未満で、年金を受取りながら同時に会社で働き厚生年金保険料を払っていらっしゃるかたには、ちょっとですが特別支給の老齢厚生年金が前回振込み分より増えていると思います。

これは、今年の3月分までは、年金は額に関係なく一律2割が最初からカットされ、その上2割カットに加えて高額給与・賞与を得ているかたはさらに減額されておりました。この在職老齢年金制度が改正されて、少々手取り額が増えることになったのです。

制度の改正で、年金額がどう変わるか具体例でご説明します。

山本太郎氏62歳。1ヶ月あたりの平均給与20万円（ボーナス含む）

年金額は90万円（加給年金は除外しています）の場合

3月までの1ヶ月あたりの年金支給額 $90万円 \times 80\% \div 12 = 6万円$

*高額な給与・賞与を得ていればもっと引かれていました！

4月からの1ヶ月あたりの年金支給額 $90万円 \div 12 = 7万5千円$

と1万5千円も多くなります。

勿論増加額は一律ではなく、在職老齢厚生年金制度が廃止となったわけではないので、高額な給与・賞与を得ておいで場合は、お給料との調整はあります。

*65歳前と65歳～70歳では調整方法が違います。

平成19年度からは、70歳以上で会社で働いている方の老齢厚生年金と給料の調整がスタートします。（昭和12年4月2日以降生まれのかたが対象です）

でも、いまのところは、ちょっとでも手取り額が増えるのは嬉しいものですね。

（裏面へ続く！）

西尾雅枝社会保険事務所では、年金のご相談をお受けしています。
働きながら年金をもらう方のライフプランの作成など、何でも承ります。
また、お忙しい方のために社会保険事務所への確認代行も1時間1,000円(交通費別)
でお引き受けしています。お気軽にご相談下さい。

年齢の数え方も法律で決まっています！

「年齢ノ計算ニ関スル法律」という明治35年施行の法律があります。これが年齢の数え方に関する法律なんです。これが、トリビアで、面白いんです。

小学校に入学する時、4月1日誕生日のお子さんは、4月2日生まれのお子さんより1年早く入学しますよね。それは、この法律による年齢の数え方によるものなのです。

この法律によって、その年齢に達するのは、誕生日の前日と決めているのです。つまり、4月1日生まれの人が法律上6歳になるのは3月31日なので、1日違いで学年が違ってくるといわけです。

これは、年金制度のうえでも勿論生きていて、国民年金の加入は20歳から、そして介護保険の加入は40歳から義務付けられていますが、例えば4月1日生まれの人は3月から保険料の支払いが始まりますが、4月2日生まれの人は4月からです。

なんか、損した気分ですよね？でも、老齢基礎年金の支給は、65歳に達した日の属する月の翌月からですから、4月1日誕生日の人の支給開始月は4月、4月2日誕生日の人は5月からとなります。

蛇足ですが、数え年で年齢を言い表す慣わしから、満年齢に言うように変更されたのは、昭和25年施行の「年齢のとなえ方に関する法律」からだそうです。

どんなことでも、どんなときでも、お気軽にご相談ください。

社会保険労務士・年金コンサルタント&ファイナンシャルプランナー
西尾 雅枝

西尾雅枝社会保険労務士事務所

電話 & ファクス(075)241-4586 メール m-nishio@kjd.biglobe.ne.jp

営業時間 午前9時~午後5時30分(日曜・祝日定休日)

〒604-8155 京都市中京区錦小路通室町東入 占出山町308

ヤマチュウビル2階 N10

阪急京都線「烏丸駅」、市営地下鉄「四条駅」

四条烏丸バスターミナルからいずれも徒歩2分

